

令和6年度 第2回山形市男女共同参画審議会 会 議 次 第

日 時 令和6年12月12日(木)

午前10時00分～11時30分

場 所 山形市男女共同参画センター

5階視聴覚室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 企画調整部長あいさつ

4 会長あいさつ

5 報 告

令和6年度男女共同参画事業の進捗状況について

資料1

6 協 議

次年度以降の事業計画(案)について

資料2

7 その他

8 閉 会

令和6年度 第2回山形市男女共同参画審議会 席次

日時：令和6年12月12日（木） 午前10時～11時30分

場所：男女共同参画センター 5階視聴覚室

柿崎 悦子 会長

議長席

中森 有希 委員

丹野 華子 委員

塩野 優子 委員

高橋 愛理 委員

長沼 政直 委員

須藤 克郎 委員

田中 暁 副会長

佐藤 善哉 委員

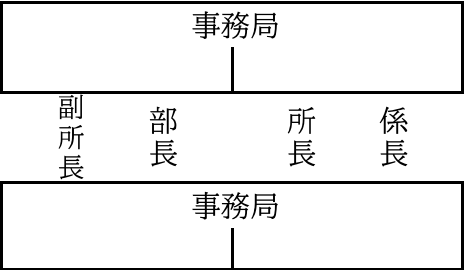
中村 明子 委員

中嶋 智子 委員

中川 真純 委員

記者席

傍聴席



→ 出入口

令和6年度 山形市男女共同参画審議会委員名簿

任期:令和5年4月1日～令和7年3月31日

区分／役職		フリガナ 氏 名	職業・所属等	備考
1号委員 (知識経験を有する者)	会長	柿崎 悦子	大学関係者 山形大学ダイバーシティ推進室 准教授 (山形大学ダイバーシティ推進室 副室長)	1期 専門部会委員
	副会長	田中 暁	法律関係者 山形県弁護士会所属 弁護士	8期 専門部会委員
		佐藤 善哉	報道関係者 山形新聞社 論説委員	1期
		中村 明子	企業関係者 山形商工会議所議員 株式会社東北萬国社 代表取締役社長	1期 R6.7.30～
		上條 智広	男女共同参画センター登録団体 やまがたイグメン共和国 広報大臣	4期
		中嶋 智子	Women's Campus山形1期生 株式会社terrace 代表取締役	1期
2号委員 (公募)		中川 真純	公募委員	1期
		中森 有希	公募委員	1期
3号委員 (関係行政機関及び団体の代表者)		丹野 華子	山形労働局雇用環境・均等室長	2期 専門部会委員
		菅野 美由紀	山形県福祉相談センター副所長(相談判定担当) (兼)女性相談支援センター副所長	2期
		塩野 優子	山形市女性団体連絡協議会 副会長	2期
		高橋 愛理	連合山形地域協議会 女性委員会委員	1期 R6.12.5～
		高橋 あゆみ	山形市PTA連合会 母親委員長	1期
		長沼 政直	山形市中学校長会 山形市立第八中学校長	1期
		須藤 克郎	山形市小学校長会 山形市立桜田小学校長	1期 R6.4.1～

◎事務局

<幹事>

企画調整部長

伊藤 哲雄

企画調整部次長(兼)男女共同参画センター所長

高橋 真枝

<書記>

男女共同参画センター 副所長

遠藤 朋宏

男女共同参画センター 参画推進係 係長

板垣 隼人

男女共同参画センター 参画推進係 主査

大石 唯

男女共同参画センター 参画推進係 主査

後藤 優子

令和6年度 男女共同参画事業の進捗状況について

1 男女共同参画の推進

(1) 山形市男女共同参画審議会の開催

男女共同参画施策の推進について審議するため、「山形市男女共同参画審議会」を開催。

【第1回：6月12日（水）、第2回：12月12日（木）】

(2) 山形市男女共同参画推進本部による推進

第4次「いきいき山形男女共同参画プラン」を総合的に推進し、男女共同参画社会の実現を図るため、庁内に「山形市男女共同参画推進本部（本部長：副市長）」を設置し、施策の推進を図る。

①男女共同参画推進本部会議の開催

【幹事会：8月1日（木） 本部会議：8月29日（木）・書面開催】

②第4次「いきいき山形男女共同参画プラン」の進捗状況調査

令和5年度事業の取組状況の調査結果について、第1回男女共同参画審議会にて報告し、市ホームページ、広報やまがた12月15日号で公表。

③市職員向け「男女共同参画ニュース」の発行

職員の男女共同参画に対する理解を更に深めるため、庁内の情報ネットワークシステムを活用し、男女共同参画に係る情報（男女共同参画週間、一行詩募集、男性職員の育休取得割合など）について、6月、12月に配信、次回は3月に配信予定

(3) 市民団体との連携推進

男女共同参画のまちづくりに向けて活動する市民団体の育成と団体の相互交流の促進を図る。

①女性団体の育成

市民や行政との連携を図り、「男女共同参画のまち山形」の実現を目指して活動する「山形市女性団体連絡協議会」に運営費を補助

②ファール市民企画講座の実施

男女共同参画社会実現を目的とする内容の事業を行う市民団体に対し、講座の広報、経費等の支援
【申込2団体・採択2団体】

団体名	内容	講師	実施日	受講者
映画で男女共同参画を考える会	映画で考える多様な「性」表現と共生社会パート3	認定NPO法人山形国際トキメントリ-映画祭 理事 榎谷 秀一 氏	11月24日(日)	団体からの実施報告書待ち
山形大学月山マイスターの会	月山マイスター講座「〇〇が語る月山の魅力」	山形大学理学部教授 横山 潤 氏 月山マイスター 小林 孝一 氏	12月1日(日)	
		NPO法人エコアール理事長 白田 孝人 氏 月山マイスター 今野 美佳 氏	12月8日(日)	

(4) 山形連携中枢都市圏連携事業による広域活用

村山地域7市7町による圏域全体において、男女共同参画意識の高揚に向けた啓発の充実を図る。

【11月末現在の利用状況】

	寒河江市	上山市	村山市	天童市	東根市	尾花沢市	山辺町	中山町	河北町	西川町	朝日町	大江町	大石田町	計
登録団体数(新規)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
講座受講者数	1	4	5	6	3	1	2	0	0	0	0	0	1	23
託児人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般相談件数	1	5	1	0	0	0	2	21	1	0	0	0	2	33
法律相談件数	5	2	0	2	0	0	0	0	3	1	1	0	0	14
貸館利用団体数	0	0	1	21	4	0	0	6	0	0	0	2	0	34
図書カード作成人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
図書貸出人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	7	11	7	30	7	1	4	27	4	1	1	2	3	105

2 男女共同参画計画の推進

(1) 公民連携による女性人材育成事業「まち、わたし、きらめく Women's Campus 山形」

① トークイベント&事前説明会

【5月29日(水)開催 会場：山形ビッグウイング 参加者：104名、32社・団体】

講演	パネルディスカッション
(株)Will Lab 代表取締役 小安 美和 氏 (内閣府共同男女参画推進連携会議有識者議員) “女性活躍のその先へ” ～男性も女性も働きやすく働きがいのある企業に向けて～	コーディネーター：小安 美和 氏 パネリスト：(株)資生堂 人財本部副CPO 芦田 恵美子 氏 スズキハイテック(株) 代表取締役 鈴木 一徳 氏 (株)ジョイン 専務取締役 武田 靖子 氏 山形市 井上副市長

② 探究型ワークショップ【申込者10名、参加者10名(3名×2班、4名×1班)】

女性活躍推進、若年女性の地元定着をテーマに課題解決に向けて取組中

③ 令和4年度・5年度参加者への継続支援

グループ名	内容	実施日	参加者
ORADA	男性の潜在魅力アップ講座	11月4日(祝)他	グループからの実施報告書待ち
For me	タスク管理に関するワークショップ	11月10日(日)	
古窯D&Iプロジェクト	スキルアップ・マインドセット研修	11月12日(火)	
こめラボ	食材(いのち)をいただくことの大切さ	11月17日(日)	
独フェス実行委員会	婚活に関するアンケート&イベント	11月24日(日)	
女性活躍推進グループ	働く女性の体調管理セミナー	12月3日(火)	

(2) 市の審議会等委員への女性の参画推進

① さらなる女性委員の参画をすすめるため、下記のとおり全庁に周知

(1) 審議会等の改選にあたり、事前にチェックシートを作成し、男女のバランスや選任方法により、目標とする女性委員の人数を明確にする。 (2) 学識経験者など市の裁量で委員を選任する際は、候補者に女性がいらないか必ず検討し、積極的に女性を選任する。その際は女性人材バンクを活用するほか、これまでの慣例にとらわれない柔軟な視点で情報収集を行う。 (3) 関係団体に推薦をお願いする際、条例上「関係団体の代表者」の場合は、組織のトップの方とは限らないため、依頼文に以下のとおり掲載し、女性の推薦をお願いする。 「山形市では、市政に市民の方の意見や要望を反映させることを目的とする審議会等において、女性委員比率の目標を40%(令和5年度末現在27.5%)としています。社会の構成員の半数を占める女性の意思を反映させるため、趣旨をご理解の上、役職等に関わらず女性委員のご推薦をお願いします。」

② 女性人材バンクの活用

審議会等の委員や研修会の講師等として活用していただく女性人材の整備と庁内へ情報提供を実施
 登録者数：68人、活用件数：延べ37件、各課照会件数：4件(12月6日現在)

(3) 男女共同参画意識の啓発

① 情報紙「ファースト」の発行

令和7年3月発行に向け、取材・編集作業中

② 小・中学生用男女共同参画学習資料の配布

市内の小学1年生、4年生、中学1年生用について、5月に対象児童・生徒全員分を各学校に配布。活用の状況については、令和7年1月までにまとめる予定

(4) 働きやすい職場づくりのための啓発

①広報やまがたにおける事業所の紹介「未来をひらく人と企業」

発行号		掲載企業	担当課
令和6年度	4月1日号	東北電化工業(株)	男女共同参画センター
	6月1日号	第一貨物(株)	働きやすさ追求室
	8月1日号	(株)ジョイン	男女共同参画センター
	10月1日号	(株)ハッピージャパン	働きやすさ追求室
	12月1日号	スズキハイテック(株)	男女共同参画センター
	2月1日号	検討中	働きやすさ追求室

②イクボス制度の啓発

③山形市役所管理職によるイクボス宣言の実施

④山形市役所内での「イクメン応援全力プラン」の実施

(5) DV防止及び支援対策

①DV防止の啓発

「女性に対する暴力をなくす運動」週間（11月12日～25日）に関する取組

・市内高校・専門学校・大学等にDV防止リーフレットとデートDV相談窓口カード入りポケットティッシュ配付
・期間中、市職員管理職によるパープルリボン着用
・山形市女性団体連絡協議会会員によるデートDV相談窓口カード入りポケットティッシュ配付 【11月13日(水) 山形駅東西自由通路】
・DV防止啓発パネルの展示(市役所1階エントランスホール、男女共同参画センター4階)

②DV防止講座の開催

DVの予防につなげるため、市民向けの講座を開催

開催日	内容	講師	受講者
12月11日(水)	身近に潜む暴力 "モラルハラスメント"を知る	弁護士 土田 文子 氏	名

③DV対策庁内連絡会議の開催【6月20日(木)】

住所閲覧防止届出に関する管理や全国における情報漏洩の事例紹介などを行い、関係課等で連携してDV防止に努めるとともに、DV被害者に対する適切な支援を行うことを再確認

④相談窓口担当者研修会の開催

DV被害者からの相談を受ける市職員のスキルアップを図るため、専門家による研修会を開催

開催日	内容	講師	受講者
12月10日(火)	DVや性犯罪等に関する知識や相談に係る技術を学ぶ	公社やまがた被害者支援センター 犯罪被害相談員・公認心理師 片山 枝美 氏	27名

(6) 性の多様性に関する理解促進への取組み

①教職員及び市民を対象とした性の多様性に関する理解促進講座の実施

・教職員向け

開催日	内容	講師	受講者
12月19日(木)	当事者が学校生活において直面する課題	性的マイノリティ当事者	実施前

・市民向け（今後実施予定）

②リーフレット等による周知啓発

③性の多様性に関する図書コーナーの充実、パネルの展示

関連図書蔵書数：95冊（11月末現在）

④中学生を対象とした性の多様性に関する学習機会の充実（再掲）

⑤性的マイノリティーに関する実態把握

3 男女共同参画宣言都市事業

(1) 男女共同参画に関する「一行詩」

募集期間	6月3日(月)～7月31日(水)
応募総数	大学・一般の部 : 127作品 中学・高校の部 : 687作品
審査会	8月開催 (審査員) 柿崎 悦子 山形大学ダイバーシティ推進室准教授 須藤 克郎 山形市立桜田小学校校長 塩野 優子 山形市女性団体連絡協議会副会長 企画調整部長、男女共同参画センター所長
入賞数	大学・一般の部 : 最優秀1、優秀2、入選5 中学・高校の部 : 最優秀1、優秀3、入選10、佳作8
表彰式	10月26日(土) 山形市総合福祉センター 2階交流ホール
入賞作品	広報やまがた、市ホームページへの掲載のほか、作品集、ポスターを作成し、広く周知

(2) 男女共同参画宣言都市関連事業

①男女共同参画週間(6月23日～29日)にあわせたパネル展示

道の駅やまがた蔵王、男女共同参画センター4階

②男女共同参画宣言都市記念講座の開催

開催日	内容	講師	受講者
6月28日(金)	紫式部の女性論 —作品と人生から考える—	東北文教大学短期大学部 名誉教授 熊谷 義隆 氏	45名

③法律相談「女性の権利110番」

実施日	場所	相談体制	相談者
6月25日(火)	男女共同参画センター4階	県弁護士会所属弁護士3名	面談:6件 電話:4件

4 男女共同参画センター事業

(1) 学習事業

①自主企画講座の実施

開催日	内容	講師	受講者
7月19日(金)	いつまでも動ける体を作る ～タキミカ体操®～	(株)パワーエージング 代表取締役社長 中沢 智治 氏(SUKSKマイスター)	28名
8月10日(土)	被災地に学ぶ女性の視点を活かしたおうちの防災～家族みんなではじめよう!～	内閣府避難生活支援アドバイザー/山形県 自主防災アドバイザー 細谷 真紀子 氏	18名
8月17日(土)	パパも一緒にヒーロー体験	アクションチームラビット 代表 佐藤 陽介 氏	7組 16名
9月24日(火)	組織におけるアンコンシャスバイアスがもたらす影響	楠本社会保険労務士事務所 楠本 香織 氏	19名
10月20日(日)	ピラティスでゆがみ改善 ～しなやかなからだづくり～	フィットネスインストラクター 小林 恵理子 氏	17名
10月28日(月)	育児サークル交流研修会 0歳から始める性教育	山形県立保健医療大学 教授 遠藤 恵子 氏	14名
11月9日(土)	身だしなみを整えてコミュカアップ!(メンズ編)～簡単スキンケア&美眉・スタイリングのゴツ～	資生堂ジャパン(株)東日本支社 ソーシャルエリアパートナー 佐藤 真理子 氏	11名
11月10日(日)	空き箱で空気砲を作ろう! ～パパ・おじいちゃんトリサイクル工作～	山形県環境科学研究センター 安藤 昭 氏	8組 17名
12月21日(土)	和菓子職人体験 ～伝統からクリスマス風まで～	乃し梅本舗佐藤屋 代表取締役社長 佐藤 慎太郎 氏	実施前

※今後、5講座実施予定

②出前講座の実施

・小中学校向け出前講座「いのちの学習」

実施日	学校名	内容	講師	受講者
6月5日(水)	第一中	多様な性のありかたを知る、 自分の生き方・愛し方	山形県立保健医療大学 教授 菊地 圭子 氏	全学年 433名
7月26日(金)	第九中	男女の性差、性情報との向 き合い方など	助産師 荒井 眞知子 氏	2年生 128名
9月9日(月)	本沢小	いのちの学習	山形県立保健医療大学 教授 菊地 圭子 氏	3・4年生 19名
9月15日(木)	明治小	いのちの誕生やつながり等	助産師 荒井 眞知子 氏	3・4年生 13名
10月3日(木)	金井中	性の健康教育	山形県立保健医療大学 教授 菊地 圭子 氏	3年生 162名
11月22日(金)	滝山小	いのちの学習	助産師 荒井 眞知子 氏	5年生 107名

※今後、第一小・第七小・蔵王第二小・第八中で実施予定

・企業・事業所向け出前講座

実施日	派遣先	内容	講師	受講者
6月12日(水)	(株)サンコー食品	ハラスメントの基礎知識と 予防	産業カウンセラー 斉藤 弘美 氏	34名
6月21日(金)	(株)ヤガイ	ハラスメント	ライフスタイルクリエイター 安孫子 ゆみえ 氏	100名
6月21日(金)	みはらしの丘児童クラブ	一般的なコンプライアンス、コミュ ニケーションスキル向上	フリーアナウンサー 前川 孝子 氏	15名
7月7日(日)	日本薬局協励会山形支 部	コミュニケーションスキル向 上	産業カウンセラー 斉藤 弘美 氏	25名
7月11日(木)	一財)山形県消防協会	パワハラ・セクハラ	社会保険労務士 太田 佳代 氏	51名
7月19日(金)	南山形小学区杉の子クラ ブ	職員コミュニケーションスキル 向上	ライフスタイルクリエイター 安孫子 ゆみえ 氏	15名
7月26日(金)	山形工業団地組合	ハラスメント防止対策	社会保険労務士 森谷 智子 氏	30名
8月31日(土)	ホクシア(株)	中間管理層向けのコンプラ イアンスの基礎知識や事例等	社会保険労務士 太田 佳代 氏	13名
10月23日(水)	東ソー・スペシャリティマ テリアル(株)	管理職向け円滑な人間関係を 築くためのコミュニケーションスキル向上	産業カウンセラー 斉藤 弘美 氏	23名
10月29日(火)	一財)山形市上下水道技 術センター	コミュニケーションスキル向 上	ライフスタイルクリエイター 安孫子 ゆみえ 氏	32名
10月24日(木)	東日本高速道路(株)東北 支社 山形管理事務所	ハラスメント防止	社会保険労務士 森岡 史子 氏	24名
11月11日(月)	税理士法人霞城会計事 務所	働きやすい職場環境の作 り方	社会保険労務士 森谷 智子 氏	22名
11月20日(水)	(株)クリーンシステム	男性の育児休業、子の看 護休暇等の取得促進	社会保険労務士 二瓶 里恵 氏	13名

③ファースト市民企画講座の実施（再掲）

(3) 市民活動支援事業

①ファースト市民企画講座の実施（再掲）

②貸館（貸室）事業の実施

男女共同参画社会実現を目的として活動している市民団体に対し、ファーストの貸館を行う。

11月末現在	4,825名（女性：3,483名、男性：1,342名）
前年度同時期	3,888名（女性：2,737名、男性：1,151名）

(4) 相談事業

①一般相談【相談体制】 女性カウンセラー、開館日毎日、週27時間、予約制

11月末現在	相談者数：210名（女性：181名、男性：29名）	相談件数：369件
前年度同時期	相談者数：172名（女性：138名、男性：34名）	相談件数：323件

②法律相談【相談体制】 弁護士、毎月第2・第3・第4金曜日、16時～18時、予約制

11月末現在	相談者数：87名（女性：58名、男性：29名）
前年度同時期	相談者数：77名（女性：53名、男性：24名）

③女性の健康相談【相談体制】 助産師、随時

11月末現在	相談件数：24件
前年度同時期	相談件数：31件

(5) 生理用品の無償配付

経済的な理由などで生理用品が困難な市内在住の女性からの申し出により、男女共同参画センター窓口にて、生理用品を無償で配付。

11月末現在	70件
前年度同時期	52件

(6) 情報収集提供事業

男女共同参画に関する図書や他機関等の取組みなどの情報資料を収集し、市民の方へ情報提供

(7) 交流事業

男女共同参画センター4階の交流コーナーを小グループの打合せ等に使用できるよう開放。

11月末現在	図書貸出人数：47名 図書貸出冊数：98冊 情報・交流コーナー利用者数：3,416名 (女性：1,847名、男性：1,569名)
前年度同時期	図書貸出人数：48名 図書貸出冊数：69冊 情報・交流コーナー利用者数：2,261名 (女性：1,189名、男性：1,072名)

次年度以降の事業計画（案）について

1 男女共同参画の推進

- (1) 山形市男女共同参画審議会の開催【継続】
- (2) 山形市男女共同参画推進本部による推進【継続】
- (3) 次期男女共同参画プラン策定に向けた取り組み【新規】

令和7年度	令和9年度からの次期男女共同参画プラン策定に向け、市民や企業の方にヒアリングや実態調査を実施予定
令和8年度	ヒアリング結果等を参考に次期プラン素案を作成し、市民の方からの意見聴取や審議会における協議等を経て、2月に次期プラン決定予定

- (4) 市民団体との連携推進【継続】
- (5) 山形連携中枢都市圏連携事業による広域活用【拡充】

令和7年度以降	育児休業を取得した市男性職員及びその上司のインタビュー動画を作成し、圏域内市町職員向けに配信を行う。その後、圏域内企業の男性社員及びその上司のインタビュー動画を作成し、圏域内市町ホームページ等で周知する予定
---------	---

2 男女共同参画計画の推進

- (1) 公民連携による女性人材育成事業「まち、わたし、きらめく Women's Campus 山形」【変更】

令和7年度	ワークショップの事前説明会としての役割もあったトップセミナーを取り止める予定 ワークショップについても、対象者を絞るほか、形式を変えて実施予定
-------	--

- (2) 市の審議会等委員への女性の参画推進【継続】
- (3) 男女共同参画意識の啓発【継続】
- (4) 働きやすい職場づくりのための啓発【継続】
- (5) DV防止及び支援対策【継続】
- (6) 困難な問題を抱える女性への支援【新規】

令和7年度	令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、市町村における基本計画の策定に向けた調査・研究を行う。
令和8年度	次期男女共同参画プランに包含し、計画を策定予定

- (7) 性の多様性に関する理解促進への取り組み【継続】

3 男女共同参画宣言都市事業

- (1) 男女共同参画に関する作品募集【変更】

令和7年度	表彰を行わず、全作品を市ホームページ等で周知予定
-------	--------------------------

- (2) 男女共同参画宣言都市関連事業【継続】

4 男女共同参画センター事業

- (1) 学習事業【継続】
- (2) 市民活動支援事業【継続】
- (3) 相談事業【継続】
- (4) 生理用品の無償配付【継続】
- (5) 情報収集提供事業【継続】
- (6) 交流事業【継続】

5 その他

- (1) ファーラ開館30周年（令和8年度）

山形市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 基本的施策等（第9条―第19条）

第3章 山形市男女共同参画審議会（第20条―第27条）

第4章 雑則（第28条）

附則

個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下、社会のあらゆる分野において、男女の人権は、互いに尊重されることが必要である。

山形市では、市民の意識調査を行いながら「いきいき山形男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進に取り組んできた。

しかしながら、性別により役割を決めてしまう考え方や社会の慣習は今なお存在しており、職場や地域等の組織における政策・方針決定過程の中に女性の参画が少ない傾向にある。また、結婚後も働き続ける女性の割合が全国の中でも高いという特徴がありながら、家事や子育て、介護等家庭生活における役割の多くを女性が担っている。

こうした状況を踏まえ、少子高齢化の進展等の急激な社会経済情勢の変化に対応し、市民が安心して豊かに暮らしていくためにも、男女がさまざまな分野に共に参画し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することが重要である。

ここに、市、市民及び事業者等が連携し、誰もがいきいきと生活できる男女共同参画社会を共に創るため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2） 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） 男女が共に、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等の様々な活動について、自らが希望するバランスをとりながら展開できる状態をいう。
- （3） 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野での活動への参画に対する男女間の機会の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対して機会を積極的に提供することをいう。
- （4） 市民 市内に居住、通勤、又は通学する者をいう。
- （5） 事業者等 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- （1） 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること及びその他の人権が尊重されること。
- （2） 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し、協力し合うこと。
- （3） 男女が、市の政策及び家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における意思決

定に、社会の対等な構成員として共同して参画する機会が確保されること。

- (4) 男女が、相互の協力及び社会の支援のもと、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を保つことができること。
- (5) 男女が、それぞれの身体的な特徴について理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関して互いの意思及び決定を尊重し合いながら、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 家庭、学校並びに社会のあらゆる教育及び保育の場において、個人としての尊厳及び男女平等の意識を育む教育及び保育が行われること。
- (7) 男女共同参画の推進は、国際社会の動向と密接な関係を有することから、国際的な協調のもとに行われること。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者等並びに国及び他の地方公共団体と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画についての理解を深め、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び調査に協力するよう努めるものとする。

（事業者等の責務）

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、その活動において、男女が性別にとらわれることなく、その能力を発揮できるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者等は、その雇用する労働者が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を保つことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

3 事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び調査に協力するよう努めるものとする。

（性別による人権侵害の禁止）

第7条 何人も、次に掲げる行為により人権を侵害してはならない。

（1）性別による差別的取扱い

（2）セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）

（3）ドメスティック・バイオレンス（配偶者等の親密な関係にある者又はあった者の間で行われる身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。）

（公衆に表示する情報への配慮）

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別の違いを背景とした人権侵害を助長する表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策等

（男女共同参画計画）

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市における男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、男女共同参画計画を定め、又は変更しようとするときは、市民及び事業者等の意見を反映させるために調査等必要な措置を講ずるとともに、第20条の山形市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

（年次報告）

第10条 市長は、毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

(施策の推進体制の整備)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するものとする。

(広報活動等)

第12条 市は、基本理念について市民及び事業者等の啓発を図るため、広報活動、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(調査等)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査、研究及び情報収集を行うものとする。

(積極的格差是正措置)

第14条 市は、市民及び事業者等と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、その設置する附属機関等の委員その他の構成員を任命し、又は委嘱するに当たっては、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。

(活動等への支援)

第15条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画の推進に関して行う活動について、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(拠点施設)

第16条 市は、山形市男女共同参画センター条例（平成7年市条例第34号）第2条の規定により設置された山形市男女共同参画センターを、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び男女共同参画に関する学習の機会を提供する拠点施設として位置付けるものとする。

(性別による人権侵害の被害者等への支援)

第17条 市は、第7条各号に掲げる行為の被害者等に対し、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談への対応)

第18条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められることに関し、市民及び事業者等から相談があったときは、関係機関と連携し、適切に対応するものとする。

(苦情への対応)

第19条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民及び事業者等から苦情の申出を受けた場合は、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、次条の山形市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

第3章 山形市男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第20条 男女共同参画の推進に関し必要な事項を調査審議するため、山形市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第21条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 市民及び事業者等から申出のあった苦情に係る措置に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し市長が必要と認めること。

(組織等)

第22条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公募により選出された者
- (3) 関係行政機関及び団体の代表者

3 市長は、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は会長が招集し、会長は会議の議長となる。

(意見等の聴取)

第25条 審議会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見及び説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第26条 審議会は、第21条第2号に規定する事項について調査審議するため必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 審議会は、その定めるところにより、専門部会の決定をもって審議会の決定とすることができる。

(幹事及び書記)

第27条 審議会の事務を処理するため、幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会議に出席し、意見を述べるることができる。

第4章 雑則

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(山形市男女共同参画推進協議会条例の廃止)

2 山形市男女共同参画推進協議会条例(平成3年市条例第6号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき定められている第2次山形市男女共同参画計画は、第9条第1項の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

4 この条例の施行の際現に第2項の規定による廃止前の山形市男女共同参画推進協議会条例第4条第2項の規定により委嘱されている山形市男女共同参画推進協議会の委員は、その任期が終了するまでの間は、それぞれ第22条第2項の規定により委嘱された審議会の委員とみなす。

(山形市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

5 山形市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年市条例第8号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]